

# 監査実施結果報告書

平成19年度

平成20年5月22日

杉並区監査委員

# 1 平成19年度 監査の概要

## 1 監査の実施状況

平成19年度の監査方針に基づき実施した監査の実施期間と対象等は次のとおりです。

|   | 監査種別         | 実施期間           | 対象等           |
|---|--------------|----------------|---------------|
| 1 | 定期監査         | 平成19年4月～20年3月  | 庁内各課、79施設     |
| 2 | 工事監査         | 平成19年7月～20年3月  | 建築・土木工事7件     |
| 3 | 行政監査         | 平成19年10月～20年3月 | 公園整備1件        |
| 4 | 財政援助団体等監査    | 平成19年5月～20年3月  | 交付団体等98団体     |
| 5 | 住民監査請求に基づく監査 | 平成19年9月～19年11月 | 請求7件(含む取下げ1件) |
| 6 | 決算審査等        | 平成19年8月～19年9月  | 決算4件、基金3件     |
| 7 | 例月出納検査       | 平成19年4月～20年3月  | 12回           |

## 2 監査結果

監査委員の決定した監査結果は次のとおりです。

|   | 監査種別         | 監査結果              | 監査結果報告及び公表日                           |
|---|--------------|-------------------|---------------------------------------|
| 1 | 定期監査         | 指摘事項1件<br>注意事項39件 | 平成19年8月22日、9月22日、<br>平成20年2月22日、4月22日 |
| 2 | 工事監査         | おおむね適正            | 平成19年12月25日、<br>平成20年3月24日            |
| 3 | 行政監査         | おおむね適正            | 平成20年4月22日                            |
| 4 | 財政援助団体等監査    | 注意事項4件            | 平成20年3月24日                            |
| 5 | 住民監査請求に基づく監査 | 棄却6件              | 平成19年10月23日、11月22日                    |
| 6 | 決算審査等        | 計数に誤りなく、<br>適正に処理 | 平成19年9月4日                             |
| 7 | 例月出納検査       | 計数に誤りはなし          | (原則)各月22日                             |

## 3 監査の観点及び結果の概要

(1) 定期監査(『定期監査結果報告(概要)』5頁参照)

合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、現金等の出納保管、財産管理等について適切な執行がなされているかを監査しました。

監査は、部毎に実施し、監査結果の報告は4回に分けて行いました。

その結果、指摘事項は1件、注意事項は39件でした。

主な指摘事項、注意事項は次のとおりです。

重点事項として設定した随意契約では、見積書の徴取に不十分なものが見受けられた。(指摘事項・注意事項)

重点事項として設定した金券類の保管管理状況では、受払簿の作成や記録など管理状況に不適切なものが見受けられた。(注意事項)

請負工事の履行確認に不適切なものが見受けられた。(注意事項)

超過勤務手当や旅費の支給に不適切なものが見受けられた。(注意事項)  
予算執行時の出納審査に不適切なものが見受けられた。(注意事項)  
備品・薬品等の保管管理に不適切なものが見受けられた。(注意事項)  
土地・建物の管理、安全対策及び有効活用等に不十分なものが見受けられた。(注意事項)  
職員の出勤記録の整理に不適切なものが見受けられた。(注意事項)

## (2) 工事監査 (『工事監査結果報告(概要)』13頁参照)

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、計画、設計、積算、施工等の行程について適切な執行がなされているかを監査しました。

また、監査の予備調査として、専門的能力を活用した技術調査を4回実施しました。

監査は、建築5件・土木2件を進行状況に応じて実施し、監査結果の報告を各工事毎に行いました。

全ての監査において、指摘事項及び注意事項はともになく、おおむね適正と認められましたが、4件の工事に対して、以下の要望等を行いました。

電線の地中化事業は、街並みをすっきりとし景観上の効果も明瞭であるが、多額の経費を要し、また、狭い道路では施工が困難であると思われるなど課題も多い。費用対効果の上からも今回の工法を採用した経過などを記録、検証し、さらに国や都、他の自治体と連携しながら工夫し、より廉価で柔軟に対応できる工事方法を検討されたい。(都市計画道路補助226号線)

基本設計業者の入札から実施設計、工事監理業者の選定については、今後、一層透明性を高める方向で検討されたい。(高井戸小学校及び(仮称)高井戸北自転車駐車場)

設計と工事監理の経費について建設省告示を参考にしながら、相互の比率も念頭に置いた上で算出根拠を明確にすること(方南小学校)

公共事業においては、標準的な環境製品、リサイクル製品の使用に止まらず、スラグなどを用いたリサイクル製品のさらなる使用を増やす配慮が必要であること(都市計画道路補助226号線)

施工図や工事写真に対する明確な指示など、工事監理の基本である現場管理が重要であること(杉並芸術会館)

柱の帯筋は、高強度スパイラルフープを使い鉄筋数量を減らす工夫やVOC対策としての濃度測定を確実に行うことが必要であること(高井戸小学校及び(仮称)高井戸北自転車駐車場)

## (3) 行政監査

テーマとして「公園の整備及び管理維持について」を選定し、最少の経費で最大の効果を上げるよう事務が執行されているかの検証に主眼を置き、経済性、効率性、有効性の観点から、建設計画、管理等について監査しました。

監査は、都市整備部みどり公園課が管理する施設を対象として、資料提出を求

め、事情聴取、現地調査、関係書類の照合等を行い、平成20年4月に監査結果の報告を行いました。

その結果、全体としてはおおむね適正に執行されていると認められるものの、一部検討すべき事項について要望を行いました。

主な要望事項は次のとおりです。

長期的な公園整備目標が不鮮明であるので、早期に検討すること。  
社会状況の変化の中で区民ニーズはますます多様化している。今後はこれまで以上に個性を強め、特徴を持った多様な公園の整備が必要と思われ、これらの観点を踏まえた公園改修事業の強化・促進を検討すること。  
公園便所・遊び場便所等の清掃は民間事業化提案制度により平成20年度からモデル事業が実施されるが、今後、他の事業や作業においても幅広く委託化や指定管理者制度の導入等が図られるよう検討すること。  
区民との協働については、一定の成果を上げているが、一層の工夫が望まれる。なお、職員数が数年前から暫定的に増員されているが、今後はスマートすぎなみ計画に沿い、委託化等により職員の削減に努めること。  
公会計制度の導入に伴って資産の正確な把握等が必要となってくる。公園台帳はその重要な資料となるものであり、速やかな整備を図ること。

#### (4) 財政援助団体等監査

区が交付している補助金等が、補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査しました。

補助金等交付団体83団体、出資団体（区が資本金等の4分の1以上を出資している団体）6団体、区立施設の指定管理者9団体を対象として監査しました。

また、所管部局に対しては、財政援助団体等へ指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を行いました。

その結果、指摘事項は認められず、注意事項は4件でした。

主な注意事項は次のとおりです。

契約関係書類の徴取が不十分なものが見受けられた。  
金券類の管理が適切でなかったものが見受けられた。  
通勤手当の算出方法に検討が必要なものが見受けられた。  
損害保険の加入に問題があるものが見受けられた。

#### (5) 住民監査請求に基づく監査

区民から、違法・不当な公金の支出など財務会計上の行為等について監査の請求がなされたので、監査を実施しました。

監査の請求は、全て政務調査費にかかる事案であり、7件提出され、うち1件は監査開始後取り下げられました。6件の請求は、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を備えていると認められ、使用基準違反の有無、法令違反の有無、事務手続き上の適否の観点から監査しました。

その結果、請求人の主張には理由がないとして、6件とも棄却しました。

また、これらの監査結果においては、政務調査費の支出の内容毎に基準の明確化や、条例、使途基準等の適切な運用と一層の透明化への努力等を要望しました。

#### (6) 決算審査・基金運用状況審査

平成18年度一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、財政指標にも着目して審査しました。

また、基金運用状況については、計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査しました。

その結果、歳入歳出決算の計数に誤りはなく、予算執行及び財産管理は全体としては適正であると認められ、また、基金運用状況の計数に誤りはなく、管理は適正であると認められました。

主な要望事項は次のとおりです。

行財政改革の歩みを、更に着実なものとするよう努力すること。

特別区民税や国民健康保険料などの収入未済額等の減少へ向け一層努力すること。

財政援助団体等について、補助金支出の有効性や区民サービスの質の確保の観点からの検証と適切な指導・監督をすること。

職員の能力開発、コスト意識の向上を図るとともに、健康管理にも十分配慮すること。

運用基金については、活用状況等を踏まえた検討をすること。

#### (7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを検査するとともに、現金や証書類の保管について検査しました。

併せて、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行いました。

その結果、各月の計数に過誤はないこと、並びに現金や証書類の保管は適切であることを確認しました。

指摘事項は内容が重大であると判断したもので、指摘事項について、その措置報告を文書により求め、措置内容を公表するものです。注意事項は、指摘事項に比較し軽易なものですが、是正又は改善を指示し、報告を求めるものです。

### 1 監査の実施期間

平成19年4月から平成20年3月まで

### 2 監査の観点

監査は次の点を主眼とし、平成19年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。）に基づき実施した。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適正に行われているか。

併せて、事務事業執行の合规性、正確性はもとより、経費が節減できているかの経済性の観点、及び経費に見合った効果が上がっているかの効率性の観点に加えて、事業が所期の目的を達成しているかの有効性の観点にも留意した。

### 3 監査の方法

#### 1 庁内各課（行政委員会等事務局を含む。以下同じ）

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取と質疑応答、関係資料と諸帳簿及び帳票等の照合、証拠書類の確認等を行った。

#### 2 庁外施設

指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づく関係部課長及び施設長の説明聴取と質疑応答、関係資料と諸帳簿及び帳票等の照合や証拠書類の確認、並びに施設の管理状況等の実査等を行った。

### 4 監査の対象部局

#### 1 庁内 各課

#### 2 庁外 79施設

##### 区民生活部（8施設）

区民事務所(3所)、地域活動係(3所)、和田堀会館、宿泊施設「コニファーいわびつ」

##### 保健福祉部（35施設）

杉並福祉事務所(3所)、生活園(2園)、ゆうゆう館(2館)、保育園（10園）、児童青少年センター、児童館（10館）、杉並保健所、保健センター(5所)、衛生試験所

##### 都市整備部（4施設）

杉並土木事務所、公園緑地事務所(1所)、公園管理事務所(2所)

##### 環境清掃部（4施設）

杉並清掃事務所(2所)、清掃事業所、環境情報館

教育委員会（28施設）

小学校(10校)、中学校(5校)、養護学校、済美教育センター、幼稚園(2園)、科学館、郷土博物館、中央図書館、地域図書館(3館)、体育施設(2所)、教職員研修所

## 5 監査の対象事務

平成18年度（一部平成19年度）杉並区一般会計、杉並区国民健康保険事業会計、杉並区老人保健医療会計、及び杉並区介護保険事業会計に係る事務

## 6 監査の実施場所

- 1 庁内各課については、監査委員事務局において実施した。
- 2 庁外の課及び庁外施設については、当該施設において実施した。

## 7 監査の結果

### 総括

一部に指摘事項及び注意事項があったが、全体としては適正であると認められた。

### 指摘事項

契約事務規則等に従った適正な処理がなされていないもの

「杉並区契約事務規則」第39条、及び「入札・契約制度の改善及び随意契約の適正化について」（平成12年9月28日 経理課長通知）によると、契約担当者は、予定価格10万円を超え30万円以下の随意契約の場合は、原則として2～3者から、予定価格30万円を超え50万円以下の契約の場合には3～4者から、それぞれ見積書を徴取することとされている。

しかしながら、当該契約業者1者のみの見積書により契約している事例が次の主管部局で複数見受けられた。

契約事務規則等に従って適正に処理することが必要である。

(科学館)

### 注意事項

#### 1 契約事務について

(1) 契約事務規則等に従った適正な処理がなされていないもの

「杉並区契約事務規則」第39条によると、契約担当者は、随意契約によるうとするときは～（省略）原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされ、同条に基づき、「入札・契約制度の改善及び随意契約の適正化について」（平成12年9月28日 経理課長通知）や契約事務の手引きでは、予定価格10万円を超え30万円以下の契約の場合には2～3者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、見積書を徴していない事例、又は当該契約業者1者のみの見積書により契約している事例が次の学校で複数見受けられた。

事情を聴取したところ、不足する物品について緊急に購入する必要が生じたため事前に物品発注の調整時間がなく、このような事例が生じたものであった。

契約事務の基本を損なうことなく計画的に事務事業を執行することが必要である。

(松ノ木小学校) (永福南小学校) (和泉中学校)

また、主管部局は契約事務の適正な処理について、全学校に対して指導されたい。

(教育委員会事務局庶務課)

(2) 契約事務規則に従った適切な監督及び検査がなされていなかったもの

「杉並区契約事務規則」第53条及び第55条の規定によると、工事等の請負契約の履行に関する監督及び契約の履行に関する検査は、区長が任命する職員が、契約担当者の指揮監督を受け、これを行うこととされている。

しかしながら、舞台機構装置のワイヤーロープ交換修理の請負契約については、主管部局の事務職員による監督及び検査によって履行確認がなされていた。当該請負契約は、実質的に修理内容が工事に相当する技術的、専門的な部分が含まれている契約であることから、専門知識を有する職員に監督の要請を行うとともに、経理課検査員の検査を求めるなど、契約についての完全な履行の確保を図ることが望ましい事例であった。

契約事務規則等に従って適切に処理することが必要である。

(児童青少年課)

2 予算の執行状況について

(1) 超過勤務手当の支給に誤りがあったもの

ア 週休日に勤務し、1週間の正規の勤務時間を超えていないにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていた事例

「杉並区職員の給与に関する条例」第19条第3項によると、1週間の正規の勤務時間(40時間)を超えて、週休日とされた日に正規の勤務時間を割り振られた場合には、その割り振られた時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することとされている。

しかしながら、あらかじめ定められた1週間内に週休日とされた日を振り替え、振り替え後の週の正規の勤務時間が40時間を超えていないにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていた事例が次の主管部局で複数見受けられた。

(営繕課) (広報課) (区民課) (子育て支援課)  
(保健予防課) (和泉保健センター)  
(環境都市推進担当)



イ 支給割合を誤って計算し、超過勤務手当が支給されていた事例

「杉並区職員の給与に関する条例」第19条第1項によると、正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合には、超過勤務時間に対して、勤務の区分に応じ勤務1時間当たりの給与額に125/100等の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することとされている。

しかしながら、週休日の振り替えを行い、正規の勤務時間が割り振られた日の支給割合(125/100)を適用すべきところ、週休日における支給割合(135/100)で超過勤務手当が支給されていた事例が次の主管部局で複数見受けられた。

(営繕課)(保健予防課)

ウ 超過勤務時間を誤って計算し、超過勤務手当が支給されていた事例

「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」第7条及び「杉並区職員超過勤務等取扱要綱」第3によると、任命権者は、職員に超過勤務を命ずるときは、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力することにより、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならないとされている。

しかしながら、超過勤務命令時間及び勤務時間を誤って、庶務事務システムへ入力し、そのまま命令権者の確認がなされた結果、11時間分の超過勤務手当が、当該職員に誤って支給されていた事例が見受けられた。

庶務事務システムへの誤入力と確認時の見過ごしが誤った給与支給に直接つながったケースであり、超過勤務手当の支出の根拠となる勤務時間の入力は、充分確認して行う必要がある。

(堀ノ内東保育園)

(2) 旅費の支給に誤りがあったもの

通勤経路と重複する旅行経路の交通費が支給されていた事例

「杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について(平成12年3月30日付依命通達)」によると、旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合又は用務地から直接帰宅する場合で、その旅行経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しないものとされている。

しかしながら、今年度導入された庶務事務システムによる旅行命令において、バスを利用した旅行経路が通勤経路と重複するにもかかわらず、その重複する旅行経路の交通費を支給していた事例が下記の主管部局で複数見受けられた。

(中央図書館)

(3) 主管部局審査出納員への委任範囲を逸脱して審査を行っていたもの

「杉並区会計事務規則」第10条第2項によると、会計管理者は、審査出納員

に、50万円以下の支出負担行為（請書によるものに限る。）に係る支出命令のうち、当該審査出納員が所属する課に係るものの審査に関する事務を委任するとされている。

しかしながら、請書ではなく契約書による支出負担行為に係る支出命令について、会計管理者の事務の一部委任の範囲を逸脱して審査出納員が審査を行っていた事例が下記の主管部局で複数見受けられた。

（社会教育スポーツ課）

### 3 現金・物品の出納保管状況について

#### （1）金券類の管理が適切でなかったもの

「杉並区物品管理規則」第21条第2項、及び「金券類等の管理について」（平成13年12月21日 副収入役通知）によると、物品管理者は金券類について物品受払簿を備え、使用状況及び残高を明らかにすることとされている。

しかしながら、商品券、旅行券等を購入したにもかかわらず、物品受払簿を備えていなかったため、受入れと支払いが記録されず、使用状況等が不明であった事例が次の主管部局で見受けられた。

（職員課）（総務課）（区政相談課）（防災課）  
（障害者施策課）（ごみ減量担当）

#### （2）物品の管理が適切でなかったもの

「杉並区立学校安全対策の手引き」によると、危険防止の観点から、毒物劇物の取扱いについては管理簿に記入し、薬品を適正に管理することとされている。

しかしながら、薬品管理簿の受入量、使用量、残量等の記載が不適切で、実際の薬品残量と一致しない事例が次の各学校で見受けられた。

薬品の管理にあたっては、適正に処理することが必要である。

（松ノ木小学校）（松ノ木中学校）  
（大宮中学校）（泉南中学校）

また、薬品の適正管理については、平成15年度及び平成18年度にも、監査委員は同様の注意を教育委員会事務局に対し行っているところであり、主管部局は薬品の適正な管理について、全学校に対し、改めて指導されたい。

（教育委員会事務局庶務課）

### 4 土地及び建物の保管状況について

#### （1）消火器設置の表示がないもの並びに設置の安全を図るべきもの

「消防法施行規則」第9条によると、消火器を設置した箇所には、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けることが規定されている。

しかしながら、消火器を設置した場所に「消火器」の表示が設けられていない事例が見受けられた。

また、消火器が固定されておらず、保育園、児童館の乳幼児や児童にとって危険性があると思われる事例が見受けられた。

「消火器」の表示は適正に行う必要がある。また、乳幼児や児童の安全を図るため消火器固定の措置を進められたい。

(成田保育園) (成田児童館)

また、他の施設においても同様のケースが存在する可能性があるので、主管部局は現状を把握した上、同様の事例が見受けられれば、是正をはかられたい。

(保育課) (児童青少年課)

(2) 防犯カメラ管理責任者の氏名が適正に表示されていないもの

「杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例」第5条第2項によると、防犯カメラを設置したものは、見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名等を表示しなければならないと規定されている。

しかしながら、防犯カメラ管理責任者の氏名が前任職員の氏名である事例並びに防犯カメラ管理責任者の氏名の表示がなされていない事例が次の各施設で見受けられた。

防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護し、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することに充分留意し、適正に防犯カメラ管理責任者の氏名を表示する必要がある。

(成田保育園) (成田児童館)

また、他の施設においても同様のケースが存在する可能性があるので、主管部局は現状を把握した上、同様の事例が見受けられれば、是正をはかられたい。

(保育課) (児童青少年課)

(3) 屋上芝生の陥没等が見られるもの

学校屋上の芝生の管理において、芝生の陥没や、芝生を囲む型枠の破損が見受けられた。児童・生徒の活動範囲にあることから、安全確保が必要であり、早急に措置を講じ、芝生の適正な管理に努められたい。

(高井戸東小学校) (西宮中学校)

(4) 不用機材が撤去されていないもの

屋上部分のアンテナ及び風速計で、使用していないにもかかわらず撤去されないままのものが見受けられた。劣化に伴い落下の危険性もあるため、速やかな対応が必要である。

(西宮中学校)

(5) 床や廊下等に沈下が見られるもの

防災倉庫として使用している部屋の床や、その周辺の廊下及び校舎の外側において沈下が見られた。埋設管の調査点検も含め、今後の対応について検

討が必要である。

(三谷小学校)

(6) 施設の修繕等に当たり留意が必要なもの

校舎外壁の塗装工事において、天井裏通気管の換気口網目部分に吹付け塗装による目詰まりが見受けられた。塗装工事にあたっては、換気口を保護するなんらかの策が講じられるべきであった。

(三谷小学校)

また、教育委員会事務局は、学校の修繕工事等にあたっては、新たな支障が生じないように、適切な指示を仕様書に盛り込む工夫や、監督、履行確認を徹底するなど、再発防止も含め今後の対応を検討されたい。

(教育委員会事務局庶務課)

(7) 施設の有効活用の検討が必要なもの

ア 中央図書館地下1階のコーナー(約41㎡)は、過去に視聴覚コーナーや展示コーナーとして利用されていたが、平成18年11月以降はパーティションを設け、閉鎖された状態となっている。現在、内部は一部倉庫として利用されているが、十分な活用が図られているとはいえない状況である。

地下1階は利用者が少ないとはいえ、利用者の目に触れる場所であり、有効な活用が図られるよう検討を要望する。

(中央図書館)

イ 教職員研修所「秋川荘」は、教職員の研修所として設置され、研修に支障のない範囲で杉並区民等の利用に供しており、区民等の利用を目的とした他の宿泊施設とは異なる性格をもっている。とはいえ、研修時以外については施設の有効活用という観点からの経営が期待されるものであり、今後、収入の確保や利用者サービスの向上などについて、更なる工夫・努力を望むものである。

(済美教育センター)

5 その他

出勤記録の整理が適切でなかったもの

「杉並区職員服務規程」第6条及び第8条並びに「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」第27条によると、出勤の記録については、職員は、出勤したときは自ら出勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならないとされ、出張及び休暇の申請については、庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとされている。また、「杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程」第5条によると、整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やか

に庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならないとされている。

しかしながら、出勤したにもかかわらず、出勤の記録に必要な所定の操作を行わず、その後も出勤の記録を修正するなどの適切な事務処理を行わなかったこと等により、庶務事務システムにおける出勤の記録がエラーの状態のままとなっていた事例が下記の主管部局で複数見受けられた。

職員の勤怠管理は、服務規律の基本であり、給与算定の基礎となるものである。毎月末、カードによる出勤確認忘れ、休暇等の申請もれの確認が指導されているところであるが、こうした状況を踏まえて、庶務事務システムにおける勤怠情報確認の徹底について、具体的な対策を講ずる必要がある。

(地域課) (区民課)

## 8 まとめ

平成19年度に実施した定期監査は、事務事業執行の合規性及び正確性を検証し、さらには各種事業が経済的・効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかにも留意しながら実施したところであるが、全体としては適正に執行されていると認められた。

しかしながら、「7 監査の結果」に示したように、事務執行における主管部局内の検査や点検の体制の不備、会計制度の理解不足等に起因する事務執行の誤りや不適切な財産管理など、一部適切でない事例及び危険防止のための早急な対応が必要な事例などが見受けられた。

また、庶務事務システムの導入により、事務の正確性や省力化等が推進された一方で、システム取扱いの知識不足やシステムの不具合などにより、従来にない基本的事項の事務処理に誤りや欠落が見られたことは大変残念な結果であった。

これらについては、ほとんどが当該年度に改善され、一部は翌年度に改善する旨の報告を受けているが、このような過誤を防止するためには、各主管部局において、事務の適正な執行を確保するためのチェック体制が整備され、かつそれが有効に機能すること、並びに担当職員の職務知識の習得等が不可欠である。事務事業の執行管理の適正化を一層徹底するよう、今後、十分留意されたい。

また、今回、指摘あるいは注意を受けていない主管部局においても、監査が試査(抜き取り)方式であることも考慮し、これらの記載事項を自らの事例として受け止め、事務事業執行の合規性・経済性等の確保に努められたい。

なお、記載事項以外にも、契約の書類作成や手続方法、現金出納簿等帳簿の記載方法及び施設の安全安心な管理方法等に、軽微ではあるが誤りがあり、改善が必要なものが見受けられたので、監査現場で指導を行ったが、これらについても適切な事務処理に努められたい。

今後とも、区民に信頼される区政の実現のため、なお一層の努力を望むものである。

**1 監査の実施期間**

平成19年7月から平成20年3月まで

**2 監査の観点**

工事監査は次の点を主眼とし、平成19年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。）に基づき実施した。

- (1) 計画段階の事前調査、研究
- (2) 設計図書、設計資料等の整備状況及びその運用
- (3) 積算基準、積算資料等の整備状況及び単価設定
- (4) 品質管理、安全管理及び工程管理
- (5) その他、計画・設計・積算・施工等の各段階における法規性、経済性、効率性及び有効性の検証

**3 監査の方法**

- (1) 工事の規模、内容等に応じて、次の方法による実地監査を実施した。
  - ア 監査委員は、あらかじめ抽出した工事施工場所に赴いて、関係部課長の出席を求め、提出された監査資料に基づき、説明を聴取し質疑応答を行うとともに、工事施工の状況等の監査を実施した。
  - イ 事務局書記は、監査委員の指示及び監査方針に基づき、あらかじめ抽出された工事施工場所に赴いて、関係者の出席を求め、提出された工事関係資料及び会計経理書類等の説明を聴取して照合、審査を行うとともに、工事施工の状況等の監査を実施した。
- (2) 工事の規模、内容等に応じて抽出した工事の専門技術的事項については、社団法人日本技術士会に委託して工事技術調査を実施し、その結果報告を上記の実地監査の参考とした。

**4 監査の対象工事**

平成19年度に着手した工事及び平成19年度以降に竣工となる工事で、次の一つに該当するものを抽出して対象とした。

- (1) 原則として契約金額1億5千万円以上の工事
- (2) 契約金額1億5千万円未満であっても重要性、話題性のある工事
- (3) 監査委員が指定した工事

**5 監査の対象施設、実施日及び工事概要等**

- 1 施設名 (仮称)西荻地域図書館及び杉並区立ゆうゆう今川館  
実地監査日 平成19年9月14日  
監査区分 竣工監査  
主管部局名 経理課、営繕課、高齢者施策課、中央図書館

**工事概要** 工事件名 (仮称)西荻地域図書館及び杉並区立ゆうゆう今川館  
 建築工事等  
 工事場所 杉並区今川四丁目12番  
 工 期 平成18年7月4日～平成19年8月31日  
 契約金額 418,666,500円  
 構造規模 鉄筋コンクリート造 2階建て  
           敷地面積 1,569.26m<sup>2</sup>  
           建築面積 784.35m<sup>2</sup>  
           延床面積 1,489.54m<sup>2</sup>

**2 施設名** 方南小学校  
 技術調査日 平成19年11月2日  
 実地監査日 平成19年12月13日  
 監査区分 中間監査  
 主管部局名 経理課、営繕課、学校適正配置担当課  
**工事概要** 工事件名 方南小学校校舎及び屋内運動場建築工事等  
 工事場所 杉並区方南一丁目52番  
 工 期 平成18年7月4日～平成20年3月17日  
 契約金額 2,267,086,500円  
 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建て  
           敷地面積 10,337.51m<sup>2</sup>  
           建築面積 4,122.57m<sup>2</sup>  
           延床面積 8,613.72m<sup>2</sup>

**3 施設名** 都市計画道路補助226号線  
 技術調査日 平成19年11月15日  
 実地監査日 平成19年12月20日  
 監査区分 中間監査  
 主管部局名 経理課、建設課、杉並土木事務所  
**工事概要** 工事件名 都市計画道路補助226号線電線共同溝・歩道拡幅  
 整備工事  
 工事場所 杉並区高円寺南四丁目4番～7番先  
 工 期 平成19年8月7日～平成20年3月31日  
 契約金額 120,750,000円  
 主な工事内容 敷設延長 398 m  
                   舗装面積 851 m<sup>2</sup>

**4 施設名** 杉並芸術会館  
 技術調査日 平成19年12月18日  
 実地監査日 平成20年1月25日  
 監査区分 中間監査

主管部局名 経理課、営繕課、区民生活部管理課  
 工事概要 工事件名 杉並区立杉並芸術会館建築工事等  
 工事場所 杉並区高円寺北二丁目 1番  
 工期 平成18年12月12日～平成20年11月28日  
 契約金額 2,689,073,210円  
 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下3階地上3階建て  
 敷地面積 1,649.26m<sup>2</sup>  
 建築面積 1,107.86m<sup>2</sup>  
 延床面積 4,977.74m<sup>2</sup>

5 施設名 天王橋  
 実地監査日 平成20年2月12日  
 監査区分 竣功監査  
 主管部局名 経理課、建設課、杉並土木事務所  
 工事概要 工事件名 天王橋改良工事  
 工事場所 杉並区成田西四丁目15番  
 工期 平成18年10月19日～平成20年3月14日  
 契約金額 149,677,500円  
 主な工事内容 橋長 上流側 19.7 m 下流側 18.0 m  
 桁長 上流側 19.64m 下流側 17.94m  
 橋梁幅員 上下流共 3.8 m (有効幅員 3.0 m)

6 施設名 高円寺図書館  
 実地監査日 平成20年2月13日  
 監査区分 竣功監査  
 主管部局名 経理課、営繕課  
 工事概要 工事件名 高円寺図書館耐震及びバリアフリー等改修建築工事等  
 工事場所 杉並区高円寺南二丁目 36 番  
 工期 平成19年8月6日～平成20年2月15日  
 契約金額 215,605,950 円  
 主な工事内容 耐震、防火区画改修、バリアフリー化に伴う昇降機設置、便所改修

7 施設名 高井戸小学校及び(仮称)高井戸北自転車駐車場  
 技術調査日 平成20年1月10日  
 実地監査日 平成20年2月15日  
 監査区分 中間監査  
 主管部局名 経理課、営繕課、交通対策課、学校適正配置担当課  
 工事概要 工事件名 杉並区立高井戸小学校校舎改築及び(仮称)高井戸北自転車駐車場建築工事等  
 工事場所 杉並区高井戸西二丁目 2番



|      |                              |
|------|------------------------------|
| 工 期  | 平成18年7月4日～平成20年3月17日         |
| 契約金額 | 1,913,730,000円               |
| 構造規模 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上4階建て    |
|      | 敷地面積 10,864.25m <sup>2</sup> |
|      | 建築面積 2,864.37m <sup>2</sup>  |
|      | 延床面積 8,335.17m <sup>2</sup>  |

## 6 監査の結果

### 総括

一部の工事において、次の要望事項があったが、全体としては適正であると認められた。

### 指摘事項

指摘する事項は認められなかった。

### 注意事項

注意する事項は認められなかった。

### 要望事項

#### (1) 方南小学校校舎及び屋内運動場建築工事等

技術調査では、本工事における資材数量、建設コスト、品質管理、エコスタイル化に伴う測定データの収集・保存及び所属部署内での情報共有の重要性や設計と工事監理の経費について建設省告示を参考にしながら、相互の比率も念頭に置いた上で算出根拠を明確にすること等について工事所見が述べられている。今後の工事の参考とされるよう付記する。

#### (2) 都市計画道路補助226号線電線共同溝・歩道拡幅整備工事

技術調査では、公共事業においては、標準的な環境製品、リサイクル製品の使用に止まらず、スラグなどを用いたリサイクル製品のさらなる使用を増やす配慮が必要であることなどの工事所見が示されている。今後の工事にあたっての参考とされたい。

電線の地中化事業では、街並みをすっきりとし景観上の効果も明瞭であるが、多額の経費を要し、また、狭い道路では施工が困難であると思われるなど課題も多い。費用対効果の上からも今回の工法を採用した経過などを記録・検証し、さらに国や都、他の自治体と連携しながら工夫し、より廉価で柔軟に対応できる工事方法を検討されるよう要望する。

#### (3) 杉並区立杉並芸術会館建築工事等

技術調査では、施工図や工事写真に対する明確な指示など、工事監理の基本である現場管理の重要性及び鉄筋の検査証明書の照合、保管など、書類管理の一層の工夫の必要性等について工事所見が述べられている。今後の工事の参考とされるよう要望する。

- (4) 杉並区立高井戸小学校校舎改築及び(仮称)高井戸北自転車駐車場建築工事等  
技術調査では、柱の帯筋は、高強度スパイラルフープを使い鉄筋数量を減らす工夫の必要性やVOC対策としての濃度測定を確実に行うことの重要性等について工事所見が述べられている。今後の工事の参考とされるよう要望する。また、基本設計業者の入札から実施設計、工事監理業者の選定過程についても触れられているところであるが、今後、一層透明性を高める方向で検討されることが望ましい。

## 7 まとめ

平成19年度実施の工事監査は、計画・設計・積算及び施工等の各段階における合規性・妥当性の検証、特に各工事が正確かつ経済的・効率的に執行され、さらに有効的にその目的を達成しているかどうかに着目し、実施したところであるが、全体としては適正に執行されていると認められた。

しかしながら、技術面での専門的知識を活用した監査の実施を図るため、工事監査の実施に先立ち、社団法人日本技術士会に委託し、技術士による工事技術調査を行ったところであり、それぞれの工事について、技術調査報告書が提出され、さまざまな所見が示されている。各主管部局においては、これらの所見を謙虚にとらえて検討・分析の上、今後の改善の参考とされ、工事等に役立てるよう期待するものである。